

お父さん、お母さん、受け取っていますか？



子育て世帯生活支援特別給付金

(新規：うきは市独自給付金)

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うために、給付金を支給します。



学生・児童1人当たり一律5万円

学生等世帯

申請が必要です

平成10年4月2日～
平成17年4月1日までの
高等学校・大学・高等専門学校・
専修学校に在籍する子を
扶養している

かつ

令和4年度の住民税が非課税
もしくは住民税均等割のみ
課税されている世帯に属する方

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するもの

申請の仕方

- ①申請者と学生の戸籍謄本
 - ②学生の在学証明書（令和5年7月1日以降のもの）
 - ③令和4年度（令和3年分）市町村民税課税（非課税）証明書
 - ④申請書
- ①～④を福祉事務所子育て支援係へ提出してください。



令和4年度の住民税均等割のみの課税世帯

申請は不要です

こんな方…

- ア) 児童手当受給者
- イ) 出生による新規児童手当、特別児童扶養手当受給者
- ウ) 高校生等を養育する方

※詳細については市ホームページか窓口・お電話でお尋ねください。

ア)とウ)に該当する方は **7月31日**に支給予定

イ)に該当する方は **7月31日以降**随時支払います。

●問合せ 福祉事務所子育て支援係 ☎ 75-4961